

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
るときは、その
翌日)

告 示

鳥取県告示第百三十一号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号）第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十二年二月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

目 次

- ◇ 告 示
 - 青少年に有害な図書類の指定（児童家庭課）
 - 土地改良区の定款の変更の認可（二件）（農村整備課）
 - 土地改良事業の認可（四件）（〃）
 - 土地改良事業計画の変更の認可（二件）（〃）
 - 土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定（二件）（〃）
 - 保安林の指定の解除予定（造林課）
 - 漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みに係る同意についての適否の決定（水産課）
 - 基本測量の終了（管理課）
 - 開発行為に関する工事の完了（都市計画課）
- ◇ 選管告示
 - 政治団体の設立の届出
 - 政治団体からの届出事項に異動があつた旨の届出
 - 政治団体の解散の届出
 - 政治団体の収支に関する報告書の要旨（二件）
 - 指定団体の指定の取消しの届出
- ◇ 公安告示
 - 遊技機の型式の認定（防犯少年課）
 - 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律による聴聞（〃）

指定 番号	種 別	題 名	書 号	発行 記号等	類 別
2551	雑誌その他 の刊行物	性交100% くちつけの跡		HA- 1-A	アリス出版
2552	"	BEAVER VOL. 6		BY- 3-G	アリス出版
2553	"	ニユー Cream 濡れ陰唇癒癒		NC- 4-G	アリス出版
2554	"	美少女通信 No.17		BT- 4-G	Do 企画
2555	"	姉妹愛戯 愛のしずく		HA- 1-A	Do 企画
2556	"	HARDSPECIAL		HB- 1-A	Do 企画
2557	"	愛奴調教 愛奴唄		HB- 1-1	Do 企画

2558	"	juicy	SJ-C 4-1	童里夢社
2559	"	シェイプ げん器が噴火!!	SE-C 3-1	童里夢社
2560	"	動棒	HA-C 4-4	童里夢社
2561	"	輪舞 好きキヤル失神写真	HB-C 2-2	童里夢社
2562	"	「写真探偵団」7月号増刊 MEDIA PRESS	雑誌コー ト144 ト127	三和出版株式会社
2563	"	ザ裏ワガジン 3月号	雑誌コー ト041 ト043	コバルト社
2564	"	アクショソカメラ 3月号	雑誌コー ト014 ト013	ワニマガジン社
2565	"	ザ・ベストMAGAZINE3月号	雑誌コー ト140 ト143	KKベストセラー
2566	"	ムサシ 3月号	雑誌 0850 5-3	若生出版株式会社
2567	"	アツガル通信 3月号	雑誌 0155 9-3	三和出版株式会社
2568	"	オレソジ通信 3月号	雑誌コー ト021 ト021	株式会社東京三世
2569	"	Side Walk 3月号	雑誌 1400 5-3	男性通信社
2570	"	BODY PRESS 3月号	雑誌コー ト181 ト173	白夜書房
2571	"	劇画コマンダー 2月増刊号 若妻よがる腰	雑誌 1339 4-2/28	桃セブン新社
2572	"	漫画ユーロピア 3月号	雑誌 0893 7-3	桃笠倉出版社
2573	"	漫画ラブレター 3月号	雑誌 1865 5-3	桃笠倉出版社

2574	"	漫画ストロング 漫画伏魔一番	雑誌 0369 4-3/30	桃笠倉出版社
2575	"	劇画コマンダー 3月号	雑誌 1339 3-3	桃セブン新社
2576	"	漫画ラフ&ラフ 3月号	雑誌コー ト091 ト093	桃セブン新社
2577	"	漫画カルメン 3月号	雑誌コー ト086 ト113	株式会社蒼電社
2578	"	漫画ラフトマニア 3月号	雑誌コー ト183 ト093	株式会社蒼電社
2579	"	漫画ジャック 3月号	雑誌 0362 1-3	株式会社大洋書房
2580	"	漫画アイドル 3月号	雑誌コー ト014 ト013	辰巳出版株式会社
2581	"	漫画オリソピア 3月号	雑誌コー ト075 ト073	辰巳出版株式会社
2582	"	漫画ダイナイト 3月号	雑誌コー ト059 ト093	辰巳出版株式会社
2583	"	劇画野郎 3月号	雑誌 0339 3-3	ミリオ出版株式会社

鳥取県告示第四百三十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に
基き、灘手土地改良区の定款の変更を昭和六十二年二月十八日認可した
ので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十二年二月二十四日

鳥取県知事 西 尾 昌 次

鳥取県告示第百三十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、佐野川土地改良区の定款の変更を昭和六十二年二月十九日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十二年二月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百三十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、用瀬町が行う土地改良事業（補足農業構造改善事業美成地区農道整備）を昭和六十二年二月十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十二年二月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百三十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、用瀬町が行う土地改良事業（補足農業構造改善事業美成（上浜農道）地区農道整備）を昭和六十二年二月十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

示す。

昭和六十二年二月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百三十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、用瀬町が行う土地改良事業（補足農業構造改善事業美成地区暗きよ排水）を昭和六十二年二月十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十二年二月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百三十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、境港市が行う土地改良事業（団体営農道整備事業外江東地区農道整備）を昭和六十二年二月十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十二年二月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百三十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、赤碕町が行う土地改良事業（団体営ほ場整備事業下市地区ほ場整備）に係る土地改良事業計画の変更を昭和六十二年二月十九日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第十一項の規定により告示する。

昭和六十二年二月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百三十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、三朝町が行う土地改良事業（団体営草地畜産基盤総合整備事業森地区農用地造成）に係る土地改良事業計画の変更を昭和六十二年二月十九日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第十一項の規定により告示する。

昭和六十二年二月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百四十号

智頭町が行う土地改良事業に係る久志谷第二地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十二年二月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十二年二月二十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

智頭町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百四十一号

鳥取市が行う土地改良事業に係る三高地区第一工区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十

四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十二年二月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十二年二月二十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百二十二号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和六十二年二月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字大屋字半田奥左り六一一の四

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第四百十三号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五百十八号)第八八条の二第四項において準用する同法第一百五十五条の二第三項の規定に基づき、発起人から届出のあつた次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係る同意については、審査した結果同法第八八条の二第二項及び第三項に規定する要件に適合すると認めためたので、同条第四項において準用する同法第一百五十五条の二第四項の規定により告示する。

昭和六十二年二月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

加入区	漁業の区分
東加入区	小型いか釣漁業及び小型定置漁業

田後 "	漁業災害補償法第百四条第二号に掲げる漁業
網代 "	
賀露 "	沖合底びき網漁業
赤碓 "	
漁業災害補償法第百四条第二号に掲げる漁業	

鳥取県告示第百四十四号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十二年二月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 作業種類 基本測量（二万五千分の一地形図修正測量）
- 二 作業地域 東伯郡関金町、西伯郡西伯町及び会見町並びに日野郡日南町、日野町、溝口町及び江府町
- 三 終了年月日 昭和六十二年二月十日

鳥取県告示第百四十五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年

法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十二年二月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十二年二月四日 鳥取県指令受鳥土維第三十六号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市正蓮寺字巖崎

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市正蓮寺四二一

大谷 武

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があつたので、同法第七条の第二項の規定により告示する。

昭和六十二年二月二十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 面 谷 規 夫

鳥取県選挙管理委員会告示第十一号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和六十二年二月二十四日

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
川下潔後援会	竹内万須夫	八田 政男	八頭郡八東町大字南三七九一八	昭和六十一年一月十六日	その他政治団体
藤尾信之後援会	山田 喜悦	藤井 正三	米子市紺屋町四	昭和六十一年一月九日	
梅林稔史後援会	奥田 勇	奥田 正雄	米子市灘町一丁目	昭和六十一年一月十四日	
友森宏後援会	友森 暁	武良 紀之	米子市大篠津町四一〇〇	"	
長岡和好後援会	門脇 鉄男	三浦 栄	米子市永江一	"	
建信会	岩谷 政春	小林 進	鳥取市天神町三八	昭和六十一年一月十六日	
山形周弘後援会	岡本日出夫	山形千寿子	米子市明治町二五四	昭和六十一年一月十七日	
西村晃後援会	田淵 順三	田淵 孝治	八頭郡用瀬町大字赤波五七四一	昭和六十一年一月二十二日	
小原功後援会	楮原 隆	福良 誠一	八頭郡河原町大字釜口一四二二	昭和六十一年一月二十八日	
中島ゆきたか後援会	森下 次郎	中島 哲	八頭郡八東町大字徳丸八五三	昭和六十一年一月二十九日	

鳥取県選挙管理委員会委員長 面 谷 規 夫

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	届出年月日	備考
自由民主党鳥取県地方行政支部	代表者の氏名	濱崎 芳宏	野津 英顕	野津 英顕	昭和六十一年一月十二日	政党の支部
長谷川和夫後援会	"	内藤 良	深田 陽夫	深田 陽夫	昭和六十一年一月八日	その他政治団体
西尾ゆうじ後援会	主たる事務所の所在地	鳥取市若桜町三五	鳥取市西町一丁目一二六	鳥取市西町一丁目一二六	"	
原田一雄後援会	代表者の氏名	西村 勝義	中原 明	中原 明	昭和六十一年一月十二日	
松浦いさお後援会	"	浜崎 芳宏	野津 英顕	野津 英顕	"	
茅野恒治後援会	代表者の氏名	都田 照正	茅野 正治	茅野 正治	昭和六十一年一月十九日	
常田たかよし後援会	主たる事務所の所在地	鳥取市西町五丁目一三	鳥取市西町三丁目一〇	鳥取市西町三丁目一〇	"	
柳谷中後援会	"	米子市米原一九五三	米子市皆生二〇六一	米子市皆生二〇六一	昭和六十一年一月二十三日	
田村繁夫後援会	代表者の氏名	多羅尾順藏	岸田 正夫	岸田 正夫	昭和六十一年一月二十七日	
"	会計責任者の氏名	山西 修治	岡田 稔	岡田 稔	"	
川田良雄後援会	代表者の氏名	川田 英博	山根 茂樹	山根 茂樹	昭和六十一年一月三十日	
"	会計責任者の氏名	"	数 巖	"	"	

鳥取県選挙管理委員会告示第十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定に基づき、次の政治団体から解散の届出があつたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十二年二月二十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 面 谷 規 夫

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
新見修後援会	新見 昭三	新見喜美枝	日野郡江府町大字吉原八七七	昭和六十一年一月十二日	その他政治団体
岩本敏光後援会	武田 吉造	谷川 輝久	八頭郡若桜町大字若桜二二一七	昭和六十一年一月十二日	"
秋田やたろう後援会	河本 一期	秋田 幸人	東伯郡羽合町大字久留六三	昭和六十二年一月十四日	"
坂野郷土振興会	山 榊 博	山本 春信	倉吉市八屋二〇三十七	昭和六十一年一月十日	"

鳥取県選挙管理委員会告示第十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

昭和六十二年二月二十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 面 谷 規 夫

政治団体の収支報告書の要旨

◎その他の政治団体

期間 昭和60年1月1日～同年12月31日

政治団体の名称 田村繁夫後援会

報告年月日 昭和62年1月27日

収入・支出の総額

1 収入総額	11,460円
前年繰越額	11,460円
本年収入額	0円
2 支出総額	0円

鳥取県選挙管理委員会告示第十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

昭和六十二年二月二十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 面 谷 規 夫

政治団体の収支報告書の要旨

◎その他の政治団体

政治団体の名称 新見修後援会

報告年月日 昭和62年1月12日
(昭和61年12月31日解散)

収入・支出の総額

- 1 収入総額 0円
- 2 支出総額 0円

政治団体の名称 岩本敏光後援会

報告年月日 昭和62年1月21日
(昭和62年1月21日解散)

収入・支出の総額

- 1 収入総額 0円
- 2 支出総額 0円

政治団体の名称 秋田やたるう後援会

報告年月日 昭和62年1月31日
(昭和62年1月20日解散)

収入・支出の総額

- 1 収入総額 0円
- 2 支出総額 0円

政治団体の名称 坂野郷土振興会

報告年月日 昭和62年1月31日
(昭和61年12月31日解散)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	10,842,753円
ア 前年繰越額	507,173円
イ 本年収入額	10,335,580円
(2) 支出総額	10,842,753円
2 収入・支出の内訳	
(1) 収入の内訳	
個人の負担する党費又は 会費(11人)	110,000円
寄附(内訳別掲)	
法人その他の団体 からの寄附	10,217,678円
その他の収入	
10万円未満の収入	7,907円
合 計	10,335,580円
[寄附の内訳]	
法人その他の団体からの寄附	
その他	10,217,678円
(2) 支出の内訳	
経常経費	
人件費	2,559,027円
光熱水費	89,535円
備品・消耗品費	1,208,192円
事務所費	1,389,021円

小 計 5,245,775円

政治活動費	
組織活動費	2,137,873円
機関紙誌の発行 その他の事業費	630,000円
宣伝事業費	630,000円
調査研究費	32,000円
寄附・交付金	2,797,105円
小 計	5,596,978円
合 計	10,842,753円

鳥取県選挙管理委員会告示第十五号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項の規定に基づき、次のとおり指定団体の指定の取消しの届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

昭和六十二年二月二十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 面谷規夫

指定団体の指定の取消しの届出をした者の氏名	公職の種類	指 定 団 体	届出年月日
坂野 重信	参議院議員	坂野郷土振興会	昭和六十一年一月三十一日

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十二号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

昭和六十二年二月二十四日

鳥取県公安委員会委員長 八 村 信 三

遊技機の種類		型 式	製 造 業 者 名
ぱちんこ遊技機		パニック・パートⅢA	株式会社三洋物産
		エアポートA	
		バックinghamⅡA	
		サンタナA	
		カルテットA	
		ヤンキークリップパーマ ークⅡ	
		サンダーパーズⅠ	
	イーグル	株式会社ニューギン	
	レーザースペースⅠ	株式会社大一商会	
		平和工業株式会社	

鳥取県公安委員会告示第十三号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第四十一条第一項前段の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同項後段の規定により告示する。

昭和六十二年二月二十四日

鳥取県公安委員会委員長 八 村 信 三

一 聴聞の期日及び場所

昭和六十二年三月四日午後一時から

鳥取市東町一丁目二二〇

鳥取県公安委員会委員室（鳥取県庁本庁舎七階）

二 被聴聞者の住所及び名称

鳥取市安長一三三二一

有限会社丸信商事

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥

取 県

【定価一部一箇月千七百円（送料を含む。）】